

## 京都大学数理解析学系において任期を定める助教の再任審査に関する内規

(平成28年7月15日 数理解析学系会議承認)

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学教員の任期に関する規程（平成10年達示第23号）に基づき雇用された数理解析学系の助教で再任を希望する者について行う再任審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再任申請)

第2条 再任を希望する助教（以下「再任申請者」という。）は、残任期間が11ヶ月となるまでに別紙様式1による再任審査に必要な書類を学系長に提出しなければならない。

(再任審査の開始)

第3条 学系長は、前条に掲げる書類の提出があったときは、数理解析学系会議（以下「学系会議」という。）に発議しなければならない。

(再任審査委員会)

第4条 学系会議は、前条の発議があったときは、速やかに数理解析学系再任審査委員会（以下「審査会」という。）を設置し、再任申請者の当該任期期間中における研究業績に関して審査を求めるものとする。

- 2 審査会の委員は、学系会議構成員並びに本学系専任の准教授及び講師の中から学系長が若干名を指名するものとする。
- 3 審査会には、委員長を置き、委員の互選によって選出する。
- 4 委員長は、審査会を招集し、議長となる。
- 5 審査会は、委員（外国出張中の者は除く。）の4分の3以上が出席しなければ開会することができない。
- 6 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 7 委員は、その審査に関して知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 8 審査会は、必要と認める場合には、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 9 審査会は、書面審査委員若干名を指名することができる。ただし、書面審査委員には別紙様式1再任申請書記載の研究者を含めるものとする。
- 10 書面審査委員は、日本語又は英語で記載した書面審査報告書により審査会に報告するものとする。
- 11 審査会は、公開の研究成果発表会を開催し、再任申請者は日本語で研究発表を行うものとする。
- 12 審査会は、複数の助教の審査を行うことができる。ただし、審査会を複数設置する必要があると判断した場合はこの限りではない。
- 13 前各項の定めるもののほか、審査会の議事運営に関し必要な事項は審査会が定める。

(審査会の審査)

第5条 審査会は、書面審査委員からの報告、公開で行った研究成果発表会及び非公開で行う口頭試問結果に基づいて審査を行うものとする。

- 2 審査会は、前項による審査の結果を、残任期間が7ヶ月となるまでに学系会議に報告しなければならない。

(再任の審議)

第6条 学系会議は、前条第2項の報告を受け、再任の適切性の有無を審査し、その審議結果を踏まえて、学系長は再任の適切性の有無を決定する。

2 再任の適切性の有無は、再任申請者の残任期間が6ヶ月となるまでに決定しなければならない。

ただし、特別の事情により再任の適切性の有無決定を行うことが困難なときには、再任申請者の同意を得て、期日を変更することができる。

(再任審査結果の通知)

第7条 学系長は、前条により再任の適切性の有無を決定したときは、直ちに再任申請者に別紙様式2により再任の適切性の有又は無を、無の場合はその理由を付して、通知しなければならない。

(不服申し立て)

第8条 再任申請者は、前条による決定の通知に不服があるときは、通知を受けた日から1ヶ月以内に学系長へ別紙様式3による異議申立書を提出することができる。

(再任再審査)

第9条 学系長は、前条による不服申し立てがあったときは、速やかに学系会議に報告し、再審査委員会(以下「再審査会」という。)を設置するものとする。

2 再審査会の委員は、第4条に準じて学系長が指名するものとする。但し、別紙様式3異議申立書記載の研究者1名を含むものとする。

3 再審査会は、第2条各号に掲げる書類及び再任申請者の説明又は意見聴取に基づき再審査を行うものとし、再審査の結果は、申し立てのあった日から3ヶ月以内に学系会議に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、再審査会の議事の運営に関し必要な事項は、再審査会が定める。

(再任再審査の審議)

第10条 学系会議は、前条第3項による再審査会の報告に基づき再任の適切性の有無を再審議し、その審議結果を踏まえて、学系長は再任の適切性の有無を決定する。

(再任再審査結果の通知)

第11条 学系長は、前条により再審査に係る再任の適切性の有無を決定したときは、直ちに再任申請者に書面で通知しなければならない。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、再任審査に関し必要な事項は、学系会議が定める。

## 附 則

この内規は、平成28年7月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

再 任 申 請 書

京都大学数理解析学系長 殿

申請者氏名 ㊟

私は、京都大学数理解析学系助教の再任審査に関する内規（平成 年 月 日）の規定に基づき、別添書類を添えて、下記のとおり再任申請をいたします。

記

1. 氏名（ふりかな）：
2. 任用期間： 年 月 日から 年 月 日
3. 連絡先  
電話：  
FAX：  
E-mail：
4. 研究業績（要旨）
5. 将来計画（要旨）
6. 書面審査が行える研究者氏名・所属機関名・職名（2名以内）
7. その他
8. 添付書類  
（1）研究業績報告書  
（2）研究教育に関する将来計画書  
（3）公開で行う研究成果発表の要旨  
（4）代表的論文写し  
（5）審査に際し有用な資料

作成上の留意事項

- 1) 再任申請書及び添付書類の用紙サイズはA4判とし、綴じ代等を考慮して上下左右の余白は、25ミリメートル程度を設けるものとする。
- 2) 「その他」は、審査を受けるに際して有用と考える事項を自由に記載すること。
- 3) 「添付書類」の「審査に際し有用な資料」とは、研究成果、その他申請書に記載した項目説明に必要不可欠と考える書類をいう。

平成 年 月 日

再 任 申 請 判 定 結 果 通 知 書

(再任申請者) 殿

京都大学数理解析学系長

○ ○ ○ ○

印

平成 年 月 日付けにて再任申請の判定結果を、下記のとおり通知いたします。

記

1. 判定結果：(適切性の有又は無を記載)
2. 無となった理由：(判定結果が無の場合記載)

作成上の留意事項

- 1) 用紙サイズはA4判とし、綴じ代等を考慮して上下左右の余白は、25ミリメートル程度を設けるものとする。

平成 年 月 日

異議申立書

京都大学数理解析学系長 殿

申請者氏名 ㊟

私は、京都大学数理解析学系助教の再任審査に関する内規（平成 年 月 日）の規定第 8 条に基づき、再任再審査を申請いたします。

記

1. 氏名（ふりかな）：
2. 任用期間： 年 月 日から 年 月 日
3. 連絡先  
電話：  
FAX：  
E-mail：
4. 再任再審査申請理由：
5. 希望する再任再審査委員会委員 1 名  
（但し、研究内容が理解できる国内在住の研究者に限る）  
氏名、所属機関名、職名

作成上の留意事項

- 1) 用紙サイズは A 4 判とし、綴じ代等を考慮して上下左右の余白は、25 ミリメートル程度を設けるものとする。